

ヒバクと健康 LETTER No.12

2018.7.15

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

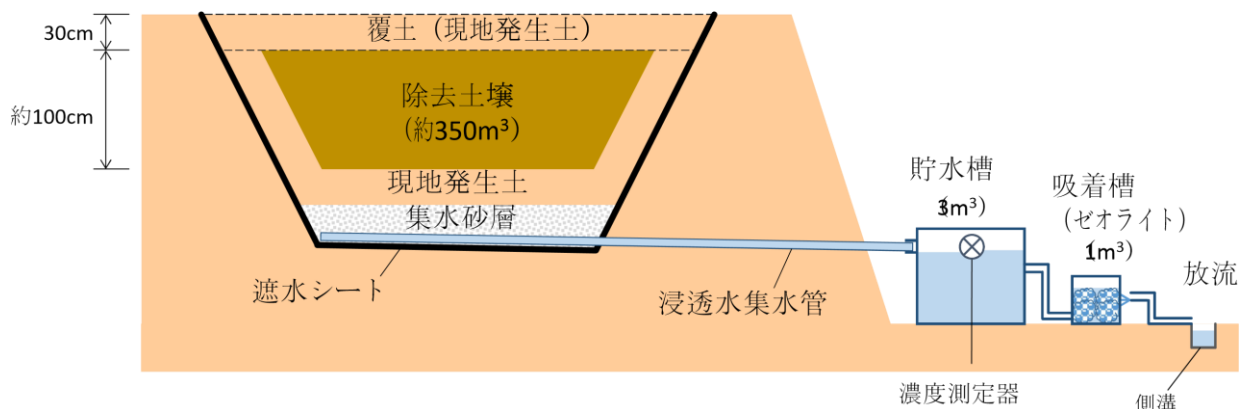
<http://hibakutokenkou.net/>

日頃のご支援ありがとうございます。「LETTER No.12」をお届けします。

環境省の除染土埋め立て・再利用「実証事業」って何？

2～14 頁

▼那須町の場合



ビキニ被災問題は、今どうなっているか

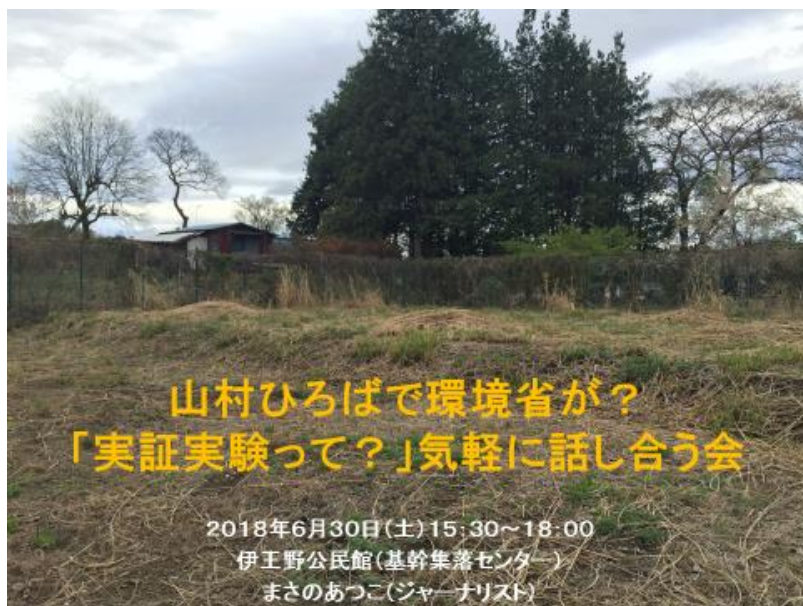
15～18 頁

.....

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 活動報告 (4月以降) 18 頁

環境省が進める『除染土埋め戻し』・『再利用』実証事業って何？

6月30日集い、政野敦子さんツイート、FoE Japan 文書などから田代真人のまとめ



◆共同通信6月26日付報道によると、東京電力福島第1原発事故に伴う除染土壌を福島県二本松市の道路の造成に利用する実証試験について、三保恵一市長は26日の議会全員協議会で、環境省から再検討する方針を伝えられたと明らかにしました。

◆6月30日那須町の実証事業地元伊王野地区の公民館で住民が「集い」を開き、30人が熱心に議論しました。住民からは、那須町ほとんどの家の庭に埋めてある除染土の不安を解消したい、それにつながるなら実証

除染した放射能ゴミで
どんな実証事業が行われているか？

除染：福島県内、県外
減容化(焼却)：鮫川村～飯館村蕨平
再利用：南相馬市、二本松市
路盤材造成・農地再利用：飯館村長泥
埋め立て(最終)処分：那須町



事業は進めたほうがよい、むしろ那須町は実証事業実施地「山村ひろば」ふくめ $1\mu\text{Sv/h}$ 前後の線量があちこちにあり、そっちのほう

が問題だ、などの意見も出ました。一方で、環境省が進めているのは、安全と汚染土の拡散だ、安全性には原子力規制委員会の2011年からの実証実験を元に異論も出ている。今でも高い線量があることは大変な問題で、もっと積極的に町内外に、議員はリーダーシップを発揮して発信する必要がある。その問題を無視して、環境省が実証事業で「安全」を宣言・拡散しようとしているのが大問題との意見も出され、全体では実証事業は慎重にとの態度が大勢でした。

集いでは、活発な議論を反映した要望を、那須町と環境大臣へ出すことになりました。(7月2日発送)(図はまさのあつこ氏講演PPTから)

除染した放射能ゴミで
どんな「実証事業」が行われているか？

除染：福島県内、県外
減容化(焼却)：鮫川村～飯館村蕨平
再利用：南相馬市、二本松市
路盤材造成・農地再利用：飯館村長泥

新しい局面
埋め立て(最終)処分：那須町
**「再利用」から「県外最終処分」への
既成事実化の一步？**

中川雅治 環境省大臣 へ「要請文」

除染土埋め立て実証事業は「慎重に」「再検討」して下さい

2018年6月30日 栃木県那須町伊王野地区住民有志

私たちは、栃木県那須町伊王野地区「実証事業」実施地区の住民です。6月30日、実証事業について考えるための集いを地区公民館で開きました。

結論は、実証事業の実施を「慎重に」「再検討」してほしいという事です。

1. 何のために実証事業が行われるのか、わかりません。
2. 【安全】を立証するといいますが、その後はどうするのですか？ 【安全】の根拠となっている環境省データとは異なるデータが規制委員会から出ており、大きな疑問です。那須町は1 μ Sv/h前後の高線量地域が多数あり除染は急務です。その地で実施する実証事業を【安全】だと言えるのでしょうか。
3. 環境省は実証事業の結果を【法令】に反映させる、といいました。ということは、【法令】に基づかない実証事業であり、一方的に「安全」だとして那須町以外に当該地住民の意向も聞かずに除染土の処分を進めることは認められません。

以上、強く申し入れます。

代表代理 田代真人 那須町高久丙 407-997 電話 0287-76-3601



除染土、農地造成に再利用 環境省方針、食用作物除く - 共同通信 2018/6/1

「環境省は1日、東京電力福島第1原発事故に伴う除染で生じた土を、園芸作物などを植える農地の造成にも再利用する方針を決めた。除染土の再利用に関する基本方針に、新たな用途先として追加した。食用作物の農地は想定していない。 工事中の作業員や周辺住民の被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう、除染土1キログラムに含まれる放射性セシウム濃度を制限。くぼ地をならす作業に1年間継続して関わる場合は除染土1キログラム当たり5千ベクレル以下、1年のうち半年なら8千ベクレル以下とした。除染土は、最終的に厚さ50センチ以上の別の土で覆い、そこに花などを植える」。

▼環境省はいろんな「実証事業」を進行中。栃木県那須町では、土に埋めていたフレコンバッグ入りの除染土を掘り返してバッグから出して、土に直に埋め戻すと。この問題は地元紙である下野新聞が報じて、それを見た住民が「これは一体なんですか？」と問いを発したところから始まった。霞ヶ関で決められることが、地元住民には説明なしに「実証事業」として進められ、それが全国展開される、それをまた住民以外の人にも説明なしになし崩しで進む。



5月10日14時、地元住民は、少なくとも全町民を対象に説明会を開けと要請した。（写真＝左から環境省吉田担当官、那須町の三宅、田代、平野、住田さん）。

当初（昨年12月の取材時）は遮水シートとフレコンバッグを除いて埋め戻し、安全だと確認する「実証事業」だった。しかし、住民による要請時（5月10日）には遮水シートはつけることになった。この場で、住民説明会は自治体からも要請されたので行くと、環境省は約束した。

住民たちはまず3月14日、那須町長に「環境省に町全体を対象に住民説明会をするように要請して下さい」と要請し、そして、環境省にも言いに来た。このような声を重層的に住民自身が上げないと、当然である「住民説明会」すらやらないで済ますところだ。

地下水に出てくるのはこれくらいですと、学者が出した数式では答えるのだが、それが何を意味するかは、さっぱり、住民にはわからない。それでは懸念と不信を増幅させるだけで意味がない。何かを考えているのだろうが、学者を隠れ蓑に責任逃れを考えているように思える。

住民達は庭先に埋めてある除染土をどうにかしてもらいたいという気持ちがある。だからと言って、フレコンバッグに入れていたものを出して埋め戻して「ハイ、大丈夫」となれば、では他も全部そのまま大丈夫ということにならないか？と論理的に問うている。環境大臣に要請した住民は、さらに、那須町で日本で初めて行ういい加減な「実証事業」で「安全」とされ、他の地でも行われてしまうようなことになりはしないか、と。環境省はそんなことにはならないと回答したが、すぐにそれは詭弁だとわかった。

今回の「実証事業」は法的根拠がありませんね、「放射性物質汚染対処特措法」とも関係ないですねと聞くと、驚いたことに、環境省は、那須町の実証事業と茨城県東海村で行うもう一つの実証事業の結果で、特措法に基づく政令に反映させると回答した。

もともと「除染事業」は、本来は避難すべき場所に人を住まわせながら、除染により線量を下げて、住み続けさせる政策。毎時0.23マイクロシーベルト以上の空間線量が測定されるか否かであり、土壤そのものの濃度は測っていない。今回の「実証事業」にあたっては土壤濃度は測らないと環境省。一つ一つ、学識経験者の意見を聞きながら進めているから大丈夫だと環境官僚は今回も言う。しかし学者の言うことを聞いて大丈夫なら、高度経済成長期の公害問題は拡大しなかった。原発の爆発も無かつたらう。

「最終処分」の一形態。その実証事業

このテーマでお話をする機会を頂くと（『あなたの隣の放射能汚染ゴミ』という本を書き、他にこの新しい分野の本を書いた人があまりいないようで）質疑応答で「申し訳ないが、高濃度に汚染されたところに集約すべきではないか」と尋ねる人も少なくない。環境省は「国民理解の醸成」をはかり、汚染土を全国の公共事業で再利用する方針。「国民理解の醸成」とは何か。じっと見ていると、色々な「実証事業」を「安全です」「安全です」と言いながら既成事実を積み重ねていくことにしか思えない。

環境省と那須町が出していた資料と、先日、説明会を要請に行った住民への説明が違っていたので、帰ろうとしていた担当者にあえて聞いた。「違いますね」と。すると「今回はご意見を頂いたので遮水シートを敷くことにしました」と。

「じゃあ予定していた、実証事業と違っちゃうじゃないですか」と突っ込むと、要するに、住民が声をあげれば慌てて微修正をするが、実証事業ありきであり、意味も効果も考えていない、降ってきた仕事をこなしているだけだという状況が露わなのだ。（この項、まさのあつこ氏ツイートから）。



▼6月8日19時、那須町の「ゆめプラザ・那須」で環境省の「除去土壤の埋め立て処分に係る実証事業に関する住民説明会」が開かれた。住民約110人ほどが

出席。環境省から再生・資源循環局再生事業担当参事官室吉田勝利参事官補佐、同奥山正樹除染室長ら 20 人、那須町から山田正美副町長、佐藤環境課長らが出席した。メディア各社が取材した。9 時近くまでかかった。司会が議論を打ち切ろうとするのを住民の批判でやむなくすべての質問を受け入れた。「説明会」の大仰なタイトルに比べて、環境省の説明は極めて紋切り型。安全」を繰り返すのみ。住民からは、「なぜ那須町か」「庭に埋めている汚染ゴミがそのままになるのでは」「決め方が不透明だ」「安全に疑義がある」「住民投票が必要だ」など疑問や質問が相次いだ。環境省側は、説明会が終われば、実証事業の工事を直ちに発注します、と発言するなど、終始強硬姿勢だった。（写真は 6 月 10 日付東京新聞から）。

福島県以外の 7 県の除染土 再生利用も検討へ *NHK NEWS WEB* 2018.3.14

3 月 12 日 4 時 11 分東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う除染で、福島県以外の東北と関東の 7 つの県で取り除いた土は、処分の基準がないため、今も公園や校庭などに保管されたままになっています。環境省は年内にも基準を作り、埋め立て処分を急ぐとともに、土の再生利用についても検討することになっています。

7 年前の原発事故に伴う除染は、福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の合わせて 8 つの県で行われてきました。

環境省によりますと、このうち、福島県以外の 7 つの県の除染で取り除いた土の量は合わせておよそ 3 3 万 3 0 0 0 立方メートルで、処分に関する国の基準がないため、公園や校庭など 2 万 8 0 0 0 か所余りに保管されたままになっています。

環境省は来月以降、茨城県東海村と栃木県那須町で、土を地中に埋めて周辺の放射線量などを測定する実証事業を行い、安全性を確認したうえで年内にも基準を作り、埋め立て処分を急ぐ方針です。

さらに、保管されている土に含まれる放射性物質の濃度が比較的低いため、環境省は、埋め立てる量の削減に向けて、土を建設資材などとして再生利用することができないか検討することになっています。

県別の除染土保管量

環境省によりますと、原発事故のあと、福島県以外の東北と関東の 7 つの県の除染で出た土の量を県別に見ますと、栃木県では 2 万 3 9 9 7 か所に 1 1 万 9 8 7 立方メートル、千葉県では 1 6 3 1 か所に 1 0 万 1 1 4 9 立方メートル、茨城県では 1 0 3 5 か所に 5 万 4 1 5 4 立方メートル、宮城県では 1 4 9 か所に 2 万 8 6 9 4 立方メートル、岩手県では 3 1 2 か所に 2 万 6 4 6 0 立方メートル、埼玉県では 4 8 か所に 7 2 8 4 立方メートル、群馬県では 7 8 3 か所に 4 6 0 2 立方メートルが保管されています。

<注>那須町では、8 5 7 4 ヶ所で 2 万 3 6 8 3 立方メートルが埋設。うち 9 8・5%超の 2 万 3 3 2 8 立方メートルが各住宅に保管されている。(2018.2.1 付「下野新聞」)。

「法的根拠」不明のまま進む除染土再利用・埋立て

投稿日: 2018 年 6 月 12 日 投稿者: Friend of the Earth Japan (FoE Japan)

みなさまにもご協力いただきました、「除染土の再利用方針の撤回を！」署名ですが、昨日 6 月 11 日、環境省宛てに 15,374 筆を提出しました。前回までの提出分 27,246 筆とあわせると、合計 42,620 筆となりました。厚く御礼を申し上げます。

署名では、除染土の再利用方針の撤回を求めるとともに、除染のあり方、除染土の処分のあり方に関しては、福島県内外の各地の幅広い人たちの参加のもとでの議論を求めるものになっています。

当日は、除染土の道路の路床材の実証事業が行われようとしている二本松市の「みんなでつくる二本松・市政の会」の菅野さん、鈴木さんにご参加いただき、また、除染土を埋める実証事業が行われようとしている栃木県那須町からも、田代さんが参加されました。まさのあつこさんに全体的な状況についてお話しいただきました。

環境省のこの除染土再利用方針については、以下の検討会の資料をご覧ください。

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」

この検討会の名称でもわかるように、環境省が除染土壌の「再利用」をする目的は、大量の除染土を減らすことにあります。再利用の実証事業に関しては、その概要が直近の検討会資料に記されています。(資料) 那須町・東海村での除染土の埋め立て処分の実証事業についての情報はこちらをご覧ください。(資料)

政府交渉では、驚くべき事実が明らかになりました。

1. 除染土の再利用についての法的根拠は不明

法的根拠を問われ、環境省は、「放射性物質対処特措法」41条を上げました。

しかし、環境省の除染土の再利用方針は、除染土の減容化を目的としたものであり、同法の目的に書かれている「事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する」という目的とは、本質的に異なるのではないかと思います。

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

ちなみに、この「処分」については施行規則がなく、環境省は、那須町・東海村における、埋め立て処分の実証事業や、一連の再利用の実証事業を踏まえて、作成するようです。

「実証事業の法的根拠は？」と問われると、同法の第54条（調査研究、技術開発等の推進）を上げました。しかし、ここでも、「事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等」とされていますが、あくまで事業は、大量の除染土の減容化を目的とした、「再利用」であり、根本的に異なります。

2. 飯舘村長泥地区の除染土再利用は、除染と「バーター」

飯舘村の長泥地区では、除染土の農地造成への再利用の実証実験が進められようとしています。飯舘村から集められた除染土を運びこみ、農地をかさ上げし、上に覆土するというものです。

>資料

環境省は、長泥の住民の理解を得られた、村からも事業を進めてほしいという要請がきたとしますが、飯舘村の支援を続けられている糸長先生から、長泥のみなさんは、この事業を受け入れなければ、復興拠点に指定されず、家のまわりを除染してもらえないという認識があったという指摘がありました。

環境省は、「条件というわけではない」「バーター」と言ったかどうか確かではないが、バーターというわけではない」と言っていました。長泥地区を復興拠点（「特定復興再生拠点区域」）にする飯舘村の計画の中に、この除染土再利用という「環境再生事業」も記入されています。環境省としては村からの要望で進めていると言いますが、住民たちには、復興拠点事業と除染土再利用の農地造成実証事業が「セット」として説明されていたことが浮かび上がりました。

※たとえば、復興拠点計画の以下の文書の3ページ目に以下のように記されています。

「農の再生にあたっては、実証事業により安全性を確認したうえで、造成が可能な農用地等については、再生資材で盛土した上で覆土することで、農用地等の造成を行い、農用地等の利用促進を図る（環境省事業）。」

環境省は、「この除染土再利用実証事業がなければ、復興拠点に指定できないということではない」と言っていたため、「セット」ではないという事を改めて説明し直すべきではないでしょうか？

3. 実証事業で使われる土の詳細はわからない。

二本松でも那須町でも、実証事業で使われる土の汚染レベルなどについてはわかっていません。

「線量から推定するに、だいたい1,000ベクレル/kg くらいのレベルではないか」「実証実験については、決まっていないが1,000~2,000ベクレルくらいのレベルの土を使うのではないか」と言っていました。実際に使う土の汚染レベルという最も重要なことを決めずに、実証事業を行うということがありますのでしょうか？

4. 本当に「実証事業」なのか？

長泥地区・二本松・那須町などで行われるのは、本当に「実証事業」なのでしょうか？

実証事業で、「安全性」を確認するのであれば、環境省が指針で示している上限の値（覆土にもよりますが、8,000Bq）でも大丈夫であるかどうかを示さなければなりません。

一連の「実証事業」は、実証というよりも、アリバイづくり、もしくは除染土を再利用することを、人々に「慣れさせる」ことが目的のように思えてなりません。

一方で、環境省は、「実証事業についてはさまざまな意見をいただき、検討している。白紙撤回も選択肢としてはある」というような趣旨のことも言っていました。

大量の除染土は確かに深刻な問題です。

だからといって、それを公共事業に利用することにより、環境中に拡散させてしまうことは許されるものではありません。環境省は、「管理主体が明確な公共事業で使う」としていますが、実際には、形上、管理主体が明確だったとしても、そこに埋められた放射性物質を「管理」できるわけではありません。除染土をどうするのか。再利用ありきではなく、根本から議論を進める必要があるのではないのでしょうか？

除染土、コンクリで覆うことなど要請 実証事業に那須の社団法人 3/15 5: 下野新聞

那須町が昨年末受け入れた除染で生じた土を埋め立てる環境省の実証事業で、同町高久丙の一般社団法人「被曝（ひばく）と健康研究プロジェクト」（田代真人（たしろまさと）代表理事）は14日、同事業に関して町長への提案申し入れ書を町に提出した。町民の不安の払拭（ふっしょく）などのため、除染土を保管する地中をコンクリートで覆うなどの要望3点を挙げた。町環境課は「（事業主体の）環境省に連絡して対応したい」としている。

実証事業は今春ごろから、伊王野山村広場で始まる。同広場は2014年度に土壌の除染を実施。除染土を袋に入れ、地中で約350立方メートル分を保管している。実証事業では、この除染土を袋から取り出して埋め直す。町はホームページで「放射性セシウムは、水により流れ出ないことが、これまでの知見や国などの試験で確認されている」などとしている。しかし、同団体は、専門家の見解を引用、同事業によって放射性セシウムが地下に浸透する可能性を指摘し、回答を求めている。

那須町、指定廃棄物を暫定集約へ 今後、仮置き場を設置 6月05日下野

新聞

農家が一時保管している放射性物質を含む指定廃棄物を巡り、那須町の平山幸宏（ひらやまゆきひろ）町長は4日、町内の保管分に関し「（仮の）置き場などへの集約を進めたい」などと述べ、市町ごとに廃棄物を暫定集約する環境省提案に沿う考えを明らかにした。同町はこれまで、高久勝（たかくまさる）前町長が保管農家ごとに安全措置を講じるよう国に求めるなど同省案に難色を示していた。県内の指定廃棄物の保管農家123戸のうち那須町は53戸と4割超を占めており、方針転換により県内で暫定集約化が進む可能性がある。

那須で除染土の住民説明会（18-06-09）

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180611-00010002-tochitelev-l09> 6/11(月) 配信

東京電力福島第1原子力発電所の事故で除染を行った際に出た土の処分の安全性を確かめる実証事業の住民説明会が8日、那須町で開かれた。早ければ7月にも事業に取り掛かる方針が明らかになったが住民からは、安全性を不安に思う声が続出した。事業を行う環境省が説明会を開いたのはこれが初めてで、那須町の住民を中心に約100人が参加した。

那須町で住民説明会 除染土埋め立て実証事業の日程が示された 東京新聞

東京電力福島第一原発事故の後、福島県外の除染作業で生じた土（除染土）の処分をめぐり、環境省は那須町で実施する方針を示していた埋め立て処分の実証事業を、早ければ七月にも始める。八日に同町のゆめプラザ・那須で開いた住民説明会で明らかにした。（北浜修）

同省によると、実証事業は、同町伊王野の町有地で、伊王野山村広場の旧テニスコートで行う。この町有地に今も埋め立て保管している除染土約三百五十立方メートルをいったん取り出し、遮水シートを敷いた上で埋め戻し、たまった水の放射性物質の濃度などを測定し、周辺への影響を調べる。

説明会には同省環境再生・資源循環局の担当者や、同町の山田正美副町長、住民ら約百人が参加した。

同省側は六月中にも民間事業者に作業を発注し、七、八月ごろには埋め立て工事に入り、九月ごろに終了するとの日程を示した。年内には、測定データなどを踏まえて事業の中間とりまとめをするという。事業の進行状況や測定結果などの情報は、同省や町のホームページなどに掲載することも説明した。

住民からは「なぜこの場所で行うのか」と、町内で事業を実施すること自体への質問が続出した。これに対して、同省担当者は「（現場が）町有地であり（今も）保管しているもの（除染土）を使う事業」、山田副町長は「外部から持ち込むわけではない」などと述べ、理解を求めた。

同省によると、福島県外の栃木、群馬、茨城など七県内の除染は昨年三月で終了し、除染土は各県で一時的に保管されている。同省は埋め立て処分の安全性を確認するため、実証事業を行うことを決め、関係自治体に意向を確認。那須町と茨城県東海村が事業を受け入れ、同省が今年一月に公表していた。

県内には昨年九月末時点で、那須町のほか六市町に約十一万一千立方メートルの除染土が一時的に保管されている。保管場所には学校や公園などの公共施設、民家や民間事業所の敷地などが使われている。

<以下、前号から再録>

環境省の「除染除去土壌の埋立処分に係る実証事業」受け入れについて那須町長への提案と申し入れ

2018年3月14日一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表理事 田代真人

〒325-0302 那須町高久丙 407-997 TEL0287-76-3601

一、 まず、全町民を対象に説明会を

那須町ホームページによると、表題の「除染除去土壌の埋立処分に係る実証事業について」なる広報が2018年2月15日に初めて掲載されました。下野新聞には2018年2月1日付で報道されました。報道等によると、2017年9月ころから環境省から町へ打診があり、伊王野の上、下両自治会へ説明、2017年末に「受け入れに協力」を回答したとなっています。

これは、事業の性格からすると、極めて不透明な進め方です。

町の方針は「各戸の除染土（汚染土）を仮置き場に移す」です。町内除染土（汚染土）8574ヶ所 2万3683立方メートルのうち、98%超の2万3328立方メートルが各戸に埋められている。その現状からすると、この事業は全町民に影響を及ぼす事業であり町民の中にいろいろな意見が出てくるのは自明のことです。予定付近の住民や議員のみへの説明で、「受け入れ」の返事をするのではなく、まず、全町民への説明を行い、了解を得てから環境省へ返事をすべきでした。まず、全町民への説明会を開いてください。

二、 今回の「除染除去土壌の埋立処分に係る実証事業」について疑念があります。納得いく回答を求めます

那須町ホームページ掲載の「除染除去土壌の埋立処分に係る実証事業について」という文書では、「※放射性セシウムは土壌粒子に付着し、水により流れ出ないことがこれまでの知見と国等の試験により確認されており、その安全性を実証するための事業」とありますが、その認識には、大きな誤りがあります。

当法人が委嘱した矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授の見解（別紙）をお読みください。

一、 私たちの提案

町民の、何とかしてほしいという気持ちも当然です。矢ヶ崎氏の見解の中にある「提案」（文中赤字）を共有します。町民の「安全、安心」のために、この提案の実現を環境省に強く要求してください。

<提案>

雨が埋立地に降らない構造でなければ汚染浸透は防止できない。屋根を付ける。下に水が浸透しないように 底と側面をコンクリートで固める。コンクリート底面にたまった水は常に処理する。各家庭の庭などに集積／埋設されている汚染土はいつでも雨に洗われる形になっているので、 上記のようにちゃんと汚染防護できる構造の埋め立て所に移してください

(参考文献)「福島周辺における大規模環境測定(1)—どのような測定が行われてきたか— (2)—土壌沈着量の分布と経時変化—」 斎藤公明 * * (Kimiaki SAITO 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島環境安全センター 上席嘱託)

要請文

2018年5月10日

環境省大臣 中川雅治 様

私たちは、このたび環境省が栃木県那須町で実施しようとしている、【除染土埋立て実証事業】について以下の不安を感じています。私たちは、4月15日学習集会を持ちました。

1. この事業は、現在の除染土を埋め立てても安全であるということを実証するというもので、除染土の扱いについて、栃木県では「除去土壌等を保管」している少なくとも「汚染状況重点調査地域」県北地域8市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）に関係するものであるにもかかわらず、那須町の実証事業実施地住民のみの【了解】で進められようとしていること。
2. さらに、環境省事業の安全に関する根幹部分、土中のセシウムは外部に流れ出ないとする説明にまったく相反する検証研究結果報告書が「土壌中の放射性セシウムの深度分布調査」として、国の除染問題に最も重要な役割を果たしている「国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島環境安全センター」の上席嘱託・斎藤公明氏らによって原子力規制委員会の年次「成果報告書」として発表されていること。
3. この学習集会でも、その不安はいっそう深まりました。したがって私たちは、とりあえず環境省に訴えます。

栃木県那須町で行おうとする「実証事業」について環境省は那須町全町民への「住民説明会」を早期に開き、少なくとも上記の不安に丁寧に答えていただき、那須町の町民の納得を得ないまま、「実証事業」を実施することのないようにしてください。

なお、ご参考に過日那須町へ申し入れで渡した一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクトの「申し入れ文」と参考文献を別紙として添付します。

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

〒325-0302 栃木県那須町高久丙407-997 代表理事 田代真人

TEL 0287-76-3601 メール masa03to@gmail.com

2018年4月15日「汚染土埋立て 実証事業を考える」学習集会参加住民一同

【別紙】 <那須町での環境省・除染土埋め立て実証事業について>

矢ヶ崎克馬（琉球大学名誉教授）

この方法は処理場に埋設した後に現れる健康や環境に現れるすべての危険を、有無を言わず住民に押し付けるものです。

次の疑点があります。

(1) ◆那須町ホームページからの図の上の*印の2行に

「放射性セシウムは土壌粒子に付着し、水により流れ出ないことがこれまでの知見と国等の試験により確認されており、その安全性を実証するための事業です。」

と記してありますが、この認識を汚染土処理場に適用するのは危険だと思います。

上記の状況は「地表に放射性セシウムが降り、表土近くに「今は」留まっています。雨が降れば土にしみ込んだ水が、かなりの距離を土中濾過されながら進行し地下水脈に達したときに放射能をほとんど持っていない」ということです。

この状況は汚染土最終処理場の条件とは異なりますので、「放射性セシウムは土壌粒子に付着し、水により流れ出ない」としてよいものでしょうか？何十年もの間、安全であるかどうかの不安に住民を晒すわけにはいかないのではないのでしょうか？安全でないことが確認されればそのあとどう対処するのでしょうか？これが「安全性を実証する」ことは危険すぎると思う第1の理由です。

土壌粒子に付着しているセシウムは化合しているか、あるいは水溶性でありながら微細孔にトラップされているか、いろいろの形態があり得ます。

地表面を粘土で覆った窪地に放射能を含んだ土壌を集中蓄積するときは、雨が降れば処分場の底の粘土の上部に水が溜まり放射性土壌が直接水にさらされることとなります。汚染土処分場の底では放射能セシウムが地表近くにある状態とは異なる条件に晒されます。

遮水層が完璧である場合は放射性セシウムが直接水に晒されるので水のセシウム汚染は非常に高くなる可能性があります。

地震もあれば大雨もあります。処分場での遮水層の破断は常識です。

溜まった水が粘土の層の破れ目から地下水として流れ出し、井戸水に合流することは十分予想されます。

最近福島で目に見えるサイズの不溶性セシウムボールが確認されました

(http://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye3309836.html)。目に見えないマイクロサイズはどれほどあるかわかりません。水溶性セシウムはもちろん目には見えません。

いったん水路ができると恒常的に放射性セシウムが環境を汚染することとなります。

土壌表面だけに放射性セシウムが分布するときとまったく異なった危険が放射性土壌を集積した処分場には生じることが予想されます。市民のためにはそのような危険は回避しなければなりません。

2 番目の理由は、次のとおりです。

斉藤公明氏：福島周辺における大規模環境測定 (2) -土壌沈着量の分布と経時変化- (参考文献) の

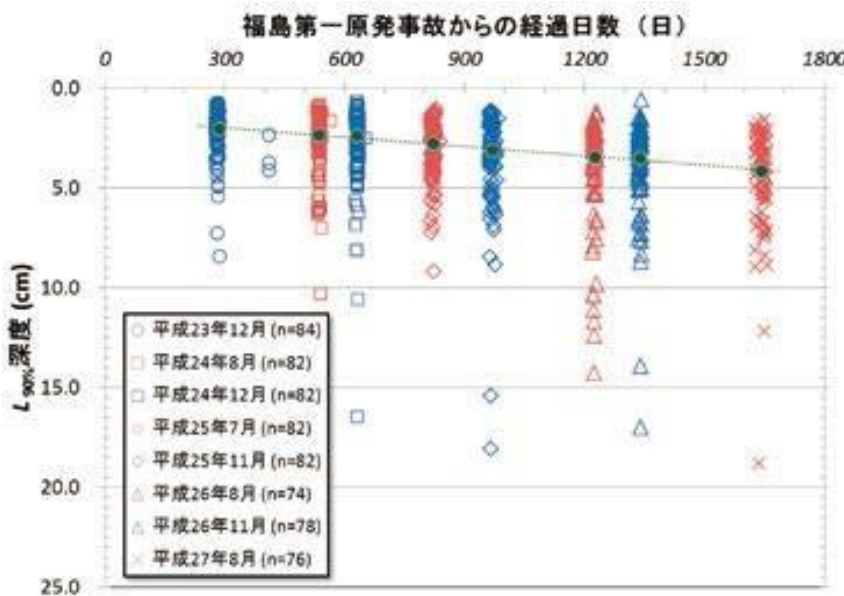
1 図 7 を見ます。

図 7 137Cs の 90%が含まれる地中深度 (90%深度) の経時変化

「事故から 4 年が経過した時点においても、まだ表面から 5 cm以内に放射性セシウムが存在する地域が半数以上存在」という調査結果を示しています。

要するに少しずつではあるけれども確実に浸み込んでいる。

図から読み取ると半数は 5 cm以内だけれど、半数は 5 cm以上の深さに達し、最大深度は 20 cmほどにもなろうとしています。



年々の浸み込み具合を直線で近似していますが、上記結果は 4 年後での現状です。40 年経てば 50 cmの深さになります。最大深さは 2 m程度にもなります。

それに調査は事故で放射能が降り注いだ汚染地の調査です。大量に汚染土が集積した処分場では底面の単位水平面積当たりの放射エネルギーが巨大になります。処分場の底に張り付ける粘土の層が全く破壊されずに水を通る穴が皆無だったとしても 40 年後の状態は処分場の底からさらに 2m 深くまでセシウムが拡散するところとなります。

事故後表土に放射性セシウムが拡散されたままの状況での調査が処分場に当てはまるかどうかわかりません。より深い土地に浸み込むことを肯定すれば、水に運ばれることを肯定しなければなりません。

地下水は多くのイオンを含みます、いわゆる硬水です。ウラン鉱脈があるところ (例えば中国地方) は地下水にウランイオンがかなりの量で溶けています。汚染は確実に浸透していくことを前提に考察し、処分場としてのプロテクトはそれに耐えるものでなければなりません。

(2) 環境省除染チームの (資料 2) 除去土壌の埋立処分に係る実証事業について (案) の 2. 実証事業の概要 (3) 実証事業のイメージと主な確認項目を見ると

不透水層 (ベントナイト等) を設置し、浸透水を一部採取できる構造とすると設計計画が示されていますが、これが大問題です。

① 粘土の一種のベントナイトが不透水層に使われるとされますが、埋め立て上に雨が降ると水の土中浸透・浸食作用が伴って不透水層は必ず破られます。ちょっとした機械的圧力でも破られます。地震が来ると破れます。破られると常時放射能汚染水が環境に拡散します。

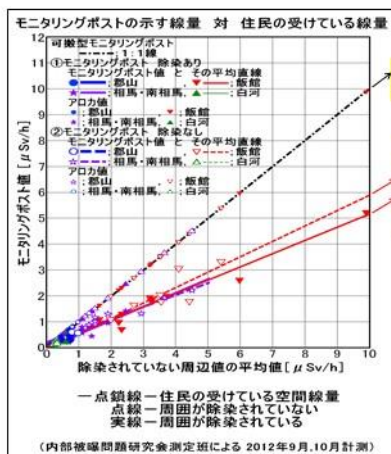
② 住民の【安全、安心】を守るための提案。

雨が埋立地に降らない構造でなければ汚染浸透は防止できない。屋根を付ける。下に水が浸透しないように底と側面をコンクリートで固める。コンクリート底面にたまった水は常に処理する。という構造ができなければ住民の安全は守られません。(安定型最終処分場、あるいは遮断型最終処分場)。環境省資料2には、遮水シートなどが言及されていませんが、「一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場」の基準ではだめだと主張することが必要です(参考資料参照)。

③ 浸透水を採取して測定するとされていますが、住民安全のためには何の役にも立ちません。高度汚染が確認されたとしても、その原因を排除するためには手段がないのです。大量の汚染土を集積してしまえば、その大量の汚染度を別の場所に移す以外何の手の打ちようもなくなります。全部穿り返して他の場所に移転することが可能か? そのような誠実な対応をした国や自治体の話は聞いたことがありません。この設置計画ではすべての「付け」が住民に回ります。

東京多摩の「日の出埋め立て場」付近のがんの発生状況を調べてください。強度の汚染水が確認されても何の対策もされませんでした。

(3) 那須町放射線量マップについて



法律通りに計算し、チェルノブイリ法に適用すれば、半分は「移住権利」半分は「移住義務」の地域です。国際的常識で見れば高汚染地域です。しかも外部被ばくだけです(チェルノブイリでは内部被曝を考慮して住民保護を行っています)。

それにモニタリングポストは半分の値しか示さないのので、実際の外部被曝量は表示の2倍と考えなければなりません。モニタリングポストの測定データ(左図)をご覧ください。

(4) 那須町の水質検査データについて

偶然か故意か? 古い測定ほど測定限界値が高く設定されています。「不検出」と記入するためにそのような操作したと勘ぐりたくなるデータです。ウクライナでは1 Bq/kgの水質制限ですが(チェルノブイリ事故後長期間の住民健康被害の状況からこのような制限値となりました。ちなみに日本では10 Bq/kgです)、これを目安に住民防護するためには、汚染土壌の集積地を作るならば、「雨が降らない、汚染水が漏れない」構造にするしかないと思います。ちなみに、各家庭の庭などに集積/埋設されている汚染土はいつでも雨に洗われる形になっているので、ちゃんと汚染防護できる構造に移した方が良いでしょう。

<参考資料> <http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1006/h0616-1.html>

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正について 平成10年6月16日(火) <環境庁同時発表>

下野新聞 2018.2.1付

那須の除染土実証事業

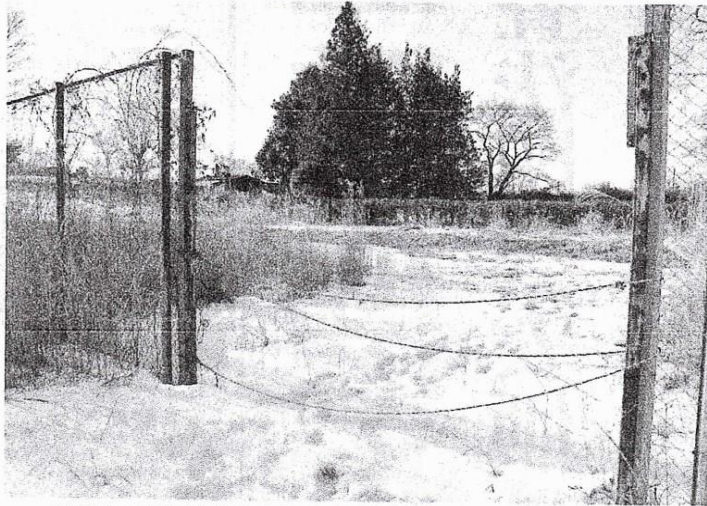
伊王野山村広場で実施

今春から

東京電力福島第1原発事故の後、福島県以外の東北・関東地方の除染で生じた土(除染土)の処分方法を巡り、環境省は31日、埋め立ての安全性を確認するため、実際に地中に埋めて周辺の放射線量などを測定する実証事業を那須町と茨城県東海村で実施すると発表した。春ごろ始め、結果を踏まえて秋以降に処分方法を定める方針だ。

岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の7県の計56市町村は、国の財政支援で除染を行い終了した。うち53市町村の学校や公園など約2万8千力所に除染土計約33万立方メートルが一時保管されており、地元住民らが早急な処分を求めている。

実証事業の実施場所は、那須町の伊王野山村広場と、東海村にある日本原子力研究開発機構の原子力科



環境省の実証事業を実施予定の伊王野山村広場。道の駅東山道伊王野から約700m南東の高台にある＝31日午後2時40分、那須町伊王野

学研究所の敷地内。那須町では広場に現場保管中の除染土約350立方メートルを、東海村では村内2カ所で保管されている除染土約2500立方メートルを用いる。

除染土を埋めて、表面を別の土で覆う。作業員の被

埋め立ての安全性を検証した。

東海村の担当者は、公園に一時保管中の除染土を早く運び出すよう求める住民の声が年々強くなっているとして「事業実施までに時間はかかったが良かった」と語った。

山田正美副町長は「仮置き場が決まらず、除染土を保管している各家庭にひとまずの安全性を提示したい」と期待するが、同時に「各戸の除染土を仮置き場に移す町の方針は変わらない」としている。(石田聡)

自治体側から処分法を示すように要望があり、環境省が実証事業の適切な実施場所を探した結果、那須町と東海村が受け入れに協力した。

自治体側には処分法を提示、処分につなげたい考えだ。

那須町 保管住民の負担減期待 「なし崩し」危惧する声も

除染で生じた土を埋め立てる環境省の実証事業を受け入れた那須町。事業は今春、除染土約350立方メートルを埋設する伊王野山村広場から始める予定で、町は「実証結果である程度の安全性が示されれば、住宅敷地内での保管を強いられる住民の負担軽減につながる」と期待を寄せる。一方、実施予定地の周辺住民からは「結果次第では、自宅での保管がなし崩し的に続いてしまうのでは」と危惧する声も上がる。

町は町内に仮置き場1カ所を設けて除染土を移設する方針だが、深さ1メートル

町内で埋設されている除染土は8574力所で計2万3683立方メートルに上る。うち、98.5%超の2万3328立方メートルが各住宅に保管されている。

町は町内に仮置き場1カ所を設けて除染土を移設する方針だが、深さ1メートル

「ビキニ事件のこれから」

山下 正寿

ビキニ事件の背景

水爆実験の独占化を推し進めようとしたアメリカにとって、出鼻をくじかれたのがビキニ事件だった。しかも、日本のこの反核運動が、超党派で国民的運動へと発展していくにつれ、日米政府間に政治的危機感をもたらした。これを抑えるために、鳩山一郎内閣は12月に一方的にマグロ検査を中止させ、見舞金によるビキニ事件の政治決着を進めた。同時に、ビキニ事件から国民の目をそらすために「原子力の平和利用」キャンペーンをはり、原子力発電所導入を開始し、ビキニ事件を矮小させる情報コントロールを展開した。

原爆症調査研究協議会と731部隊

ビキニ事件発覚で慌てた日本政府は、原爆症調査研究協議会に対応させることにした。原爆症調査研究協議会は、前年の1953年11月にアメリカの原爆調査に協力するため設置され、広島・長崎にあるアメリカの原爆傷害調査委員会(ABCC)の支所に置かれ、事務局は国立予防衛生研究所(予研)が担った。この予研は1947年5月、ABCCの要請にこたえて日本政府が設立したもので、初代所長に小林六造氏(戦前=慶大教授・陸軍軍医学校防疫研究室嘱託)、副所長に小島三郎氏(戦前=南京栄1644部隊)ら元731部隊関係者が就いている。事件の直後から日本漁船の被災(人・魚・船)状況は、日本の外務省からアメリカ大使館を通じて、アメリカ国務省に渡されていた。

ビキニ核実験の国家機密を保つため、広島・長崎の原爆被災者調査に全面的に協力してきた元731部隊関係者を利用した。日本の船員の内部被ばくを隠すために、厚生省の記録から船員の被災記録が削除され、追跡調査や健康対策はしなかった。

日米会議とマグロ調査打ち切り

原子力発電の導入のための日米協力体制の下に、「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」が(1954年11月15日から19日にかけて開催された。

「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」の翌月、日本政府は1954年12月31日をもって、マグロの調査と廃棄処分をとりやめた。その表向きの理由として、放射能が多いのは内臓であり食用の肉質の部分は安全だとし、放射能の中心が亜鉛で毒性が低いことをあげた。しかし12月にもマグロの肉から2000カウント以上が検出されており、「亜鉛65は放射線核種である」との日本側の見解を無視して強引に検査を中止した。

被災船員の労災申請が却下

2016年2月27日に、ビキニ核被災船員と遺族の方11名で、間間元医師の助言をうけ、全国健康保険協会船員保険部に船員保険の労災認定の申請をおこないました。「有識者会議」は見解を出せないまま、労災申請から1年10カ月過ぎて、12月25日、船員保険部は、11名の元船員とその遺族全員不支給との決定をしました。

今回の有識者会議の報告書は、米軍資料を使い、被災した元船員の外部被ばく線量は最大でも2.20ミリシーベルトとしています。しかし第五福竜丸をあえて外しており、同じ方法で計測すると第五福竜丸は0.08ミリシーベルト、実測の1.6~7シーベルトの1万分の1という低線量となります。

米原子力委員会でさえ、「少ないのは不可解」「やり方に欠陥がある」という全く使えない資料を基にした量線評価です。これでは、申請したすべての船が第五福竜丸の線量を超えており、申請を認めなければなりません。広島の数学者チームの血液・歯の分析に対して、具体的な引用ができず、的外れの反証であり、科学的見解とは言えません

キャッスル作戦の総核威力は、広島原爆の3220倍（広島原爆が約8年9カ月半の間毎日爆発と同規模）で、米公文書「キャッスル作戦」放射性降下物記録抜粋に「標準原爆（20KT）から生じる核分裂生成物のベータ放射能は実験の1日後、約266メガキュリーである。」と書かれています。6回の核実験のベータ放射能を計算すると642523メガキュリー（1キュリー＝370億ベクレル）となり、地球規模の放射能汚染数値です。

当時のべ1000隻に及ぶマグロ船が汚染マグロを廃棄し、98隻に「死の灰」汚染記録があるなかで、第五福竜丸だけが被災したとすること自体、科学的でないことは明白です。

国家賠償請求訴訟のこれから

厳しい労災申請条件から外れる方や、放射能汚染海水・雨・魚など内部被ばくを受けた方などの救済を求め、2016年5月9日に被災船員の健康調査・追跡調査を放棄し、危険区域への警告を怠り、知りえた情報を隠ぺいした政府の責任を求め、ビキニ被災船員・遺族など45人の原告が高知地裁に国家賠償請求訴訟をしました。当初、時効で門前払いされる可能性がありましたが、30年を超える調査で積み上げた資料、広島の星正治氏を中心にし

た数学者チームの血液・歯の分析、被災船の統計分析など膨大な証拠提出によって12月14日の証人尋問までこぎつけ、5人の元船員や遺族の被災の事実を証言、私は死亡した船員の無念と今も続いている政府の不作为行為を証言しました。被告の政府は、証拠書類もほとんど出せず、証人も立てられない状態で、2月14日結審、7月20日判決の予定です。

高知県議会は2016年3月18日付で、「ビキニ水爆実験に関する元乗組員等への健康影響について国の公式見解を求める意見書」を全会一致で採択し、高知市議会も採択。引き続き室戸市、須崎市、黒潮町、土佐清水市、大月町などで「日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書」が全会一致で採択されています。

「核兵器禁止条約」に「核実験被災者支援」

「核兵器禁止条約」の第六条「支援」に、「締約各国は、核兵器の使用や実験に伴って悪影響を受けた管轄下の個人に関し、国際人道・人権法に従って、医療ケアやリハビリ、心理的な支援を含め、年齢や性別に適した支援を十分に提供する。社会的、経済的な面についても同様である」と記されました。

アメリカは、ビキニ環礁での水爆実験後も大気圏核実験をくりかえし、太平洋で106回の核実験をおこない、核保有国の大気圏核実験が合計500回を超え、核爆発威力は約440メガトン（広島原爆の約2万9千発分）と見積もられます。

核実験による被災は地球規模に広がっているにもかかわらず、核保有国は核被災の実態を、核実験参加兵士の問題として過少評価し、自国の核実験を検証していません。日本兵府は、アメリカのビキニ核実験被災船員の救済に背を向けながら、北朝鮮の地下核実験に抗議するという矛盾した行動をしています。ひきつづき核兵器禁止条約採択に核保有国の参加を促し、核廃絶への道を実現していくためにも、世界が共同して核兵器の使用と核実験、原発事故がもたらした地球規模の環境汚染と、人類の生命への長期的な脅威を示すべきです。ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマと4

度の核被災を体験した日本から、核問題を総合的に検証するよう提起し、核廃絶をリードすべき時だと思えます。

3・1 ビキニデーに連動し3月4日、高知市で「核兵器禁止条約の批准を求めるシ高知のつどい」を企画し、200名が参加しています。

ビキニ核被災検証会の会員・賛助会員募集のお願い

60年にわたる公文書隠滅のみならず、厚労省開示担当の総務課長補佐の開示直前の移動、高知県健康対策課長に厚労省キャリアからの配置、船員保険給付グループ長の決定直前の移動など異例の人事が行われています。

現在、船員保険労災申請が却下され、関東信越厚生局に審査請求しています。今後、請求者の代理人追加、社会保険審査会の傍聴、国会議員・政府要請、学習会などへの参加にご協力お願いします。元船員の申請者は、高齢で健康にも不安があり、審査が急がれており、今後の展開により、裁判の可能性もあります。労災認定が認められれば全国の被災船員の救済に結びつきます。今後、弁護士の高知調査や関東地域への被災者・支援者の要請活動などに多くの費用が必要です。ご支援よろしくお願い致します。

ビキニ核被災検証会の活動を支える会員1口1000円・賛助会員1口5000円を募集しています。ビキニ核被災検証会事務局

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈 2779-2

Tel/fax 0880-66-1763 携帯 090-4973-2192 <http://bikini-kakuhisai.jet55.com>



銀行振り込み ゆうちょ銀行 総合口座 記号16420 口座番号13279871

タイヘイヨウカクヒサイシエンセンター 代表者 山下正寿

◆写真集『NO NUKES』発刊にご支援を 国家賠償裁判の判決が7月20日に



ビキニ核被災国家賠償裁判の判決が7月20日(金)午後1時半～に迫りました。日米両政府による政治決着によって意図的に核被災の事実が隠ぺいしてきた被告(政府)の反論は全くないままです。判決への高い関心をぜひお寄せ下さい。

さて、昨年3月1日に32名の証言を紹介した『ビキニ核被災ノート』を発刊しましたが、新たな問題意識として、水爆実験を実施したアメリカ国民には実験の被害は知らされていないはず。また、その後の核保有国の国民も、核実験の下での核被災者には思いを馳せることは無かったです。

「NO NUKES「核はいらない」プロジェクト」は、今年11月、日英二か国語による写真集『NO NUKES』ービキニの海は忘れないーの発刊を決意しスタートしました。資金援助を A-port (クラウドファンディング) で呼びかけています。期間は9月20日までです。現在の到達はまだです。ぜひご支援の輪をよろしくお願いいたします。

■Facebookの「いいね」はこちらから <https://www.facebook.com/a.port.cf?ref=hl>

■Twitterの「フォロー」はこちらから <https://twitter.com/AsahiAport>

6月11日(月)～13日(水)にかけて、第五福竜丸元乗組員の大石又七さん(東京)、見崎進さん(静岡島田市)、池田正穂さん(静岡焼津)、第二幸成丸有藤照男さん(横須賀市久里浜)、第五良栄丸の田中廣さん(横須賀市久郷町)、第七大丸の柳原享さんの計6名の方々にお会いしてきました。ビキニ事件を発端に、日本で原水禁運動が大きく広がりました。しかし事件は、日米の政治的思惑で『第五福竜丸事件』に矮小化され、被害を受けた乗組員は地域から妬みと、ヒロシマ・ナガサキの被爆者と同じように差別にさらされていました。大石さんは東京に逃れクリーニング店を営むこととなります。池田さんは、結婚を約束していた女性が事件後一度も会えず破綻し、京都に逃げるように移り住み「ビキニ事件」を自ら封印したそうです。

一方、ビキニ事件で核被災にあったその他の漁船と乗組員は日米の政治決着で「無かった」ことにされました。その結果、健康診断などの医療サポートは皆無で、若くして原因が分からないまま各種のガンで命を落としました。

今、生き残った双方の被害者が語るのは、歴史の事実を政府は認めて、核被災者への支援を一日も早く、そして再び核の被害者は出さないでという事でした。写真集には第五福竜丸をはじめ20隻のマグロ漁船と、45名の元漁船員・遺族がビキニ事件の実相を語ります。核実験被災者の思いを日英二か国語で初めて発信する取り組みです。熱いご支援をよろしく申し上げます。写真集には、川崎哲さん(ICAN国際運営委員)、尾崎正直さん(高知県知事)、吉永小百合さん(女優)、山下正寿さん(太平洋核被災支援センター)などから推薦いただきます。

岡村 啓佐 (okamura keisuke) Mobil phone : 080-3167-8924 Mail: keisukejijii@gmail.com

活動報告

社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 2018年 4月 22日以降

4月22日(日) 第7回「子ども甲状腺検診」那須塩原市関谷ハロープラザ 受診者55人。都合で当日の予約取り消し多し。しかし初受診者が40人と聞く。高崎中央病院鈴木先生参加。スタッフ18人、技術スタッフ宇都宮から3、仙台市から1人の4人。

「東日本大震災子ども未来基金」の高成田亮、恵 理事長夫妻が子ども甲状腺検診視察。

5月1日(火) 除染土埋立て実証事業で10日(木)衆院第一議員会館第7会議室環境省交渉決まる。

2日(水) LETTER11号 原稿整理。飯舘村議員にも依頼。同11号、16,17日(水、木)に227部発送

10日(木) 除染土埋め立て実証事業で環境省と交渉。那須町での説明会開催約束。第7回理事会

13日(日) 宮地正人氏招き、那須塩原市厚崎公民館で「幕末維新」知る会

21日(月) 日野川計理センター(宇都宮市)に「法人税」関係書類依頼

29.30日(火、水) 法人税 国18200円、県16700円、那須町27000円支払う

6月2日(土) 第8回理事会開催。

8日(金) 除染土埋め立て実証事業で環境省説明会(夢プラザ那須:19時～21時前)

11日(月) 二本松市除染土再利用問題で環境省交渉に参加。「伊王野30日集い」決める。翌12日旬報社で飛田晋秀写真集の相談。11月ごろ出版の予定。飛田晋秀、木内社長。田代仲介

15日(金) 東日本大震災子ども未来基金へ「事業報告」(子ども甲状腺検診)を提出

18日(月) 「30日伊王野集い」チラシ2100枚、新聞店など折り込み。LETTER12号レイアウト決定

20日(水) 7月14～16 飛田晋秀写真展を那須塩原市と教育委、大田原市、那須町と教育委が後援

30日(土) 政野敦子氏招き、実証事業知る集い。那須現地の伊王野公民館で15:30から。30人参加

30日までに、法人税 18200円(国)、2000円(那須町)還付

.....

「ご寄付」や「交流誌（レター）購読（年会費 5000 円に含む）」を希望される方は、
同封の郵便振替用紙をご利用くださいますよう、よろしく願いいたします。

◆ 「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人
〒325-0302 栃木県那須町高久丙407-997
☎0287-76-3601 Eメール：masa03to@gmail.com